

1 秋川市・五日市町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 秋川市及び五日市町（以下「2市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第12条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、秋川市・五日市町合併協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 合併に関する協議
- (2) 新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、2市町の長がその協議により、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 2市町の長及び助役
- (2) 2市町の議長及び合併促進協議会の委員長並びに議会の選出する議員各2名
- (3) 2市町の長が協議して定めた学識経験を有する者6名

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。

- 3 幹事会並びに専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、2市町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、2市町が負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納は、会長の属する市又は町の監査委員に委嘱して監査する。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会の会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に

諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成6年9月28日から施行する。

2 秋川市・五日市町合併協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	職	氏 名
二市町の長	秋川市長 五日市町長	白 井 孝 夫 田 中 雅 夫
二市町の議長	秋川市議会議長 五日市町議会議長	河 野 猛 裕 井 上 裕
合併促進協議会 の 委 員 長	秋川市・五日市町合併促進協議会 秋川市委員長 秋川市・五日市町合併促進協議会 五日市町委員長	村 野 茲 美 松 本 榮 一
議 会 の 選 出 に よ る 議 員	秋川市議会議員 秋川市議会議員 五日市町議会議員 五日市町議会議員	岸 野 康 男 工 藤 隆 治 奥 秋 利 郎 立 川 勝 好
二市町の助役	秋川市助役 五日市町助役	渡 邊 三 省 遠 藤 正 行
学 識 経 験 を 有 す る 者	秋川市商工会会長 秋川市町内会長（自治会長）連絡協議会会長 五日市商工会会長 五日市自治会連合会会長 東京都総務局行政部地方課長 東京都総務局行政部地域振興課長	石 川 昌 宏 田 嶋 秀 雄 井 上 正 次 中 嶋 昭 七 川 島 英 男 保 持 眞 二 郎

※ 平成7年4月5日、東京都の人事異動に伴い、川島英男委員に代わり矢口貴行委員が就任する。

3 秋川市・五日市町合併協議会幹事会設置要領

(設置)

第1条 秋川市・五日市町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第1項

の規定に基づき、秋川市・五日市町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、秋川市・五日市町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、秋川市・五日市町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、2市町の合併に必要な事項について協議又は調整するものとする。

（幹事）

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（組織）

第4条 幹事会は、秋川市・五日市町合併協議会事務局規程第3条第1項に規定する事務局長（以下「事務局長」という。）、事務局次長（以下「事務局次長」という。）及び幹事をもって組織する。

（会議）

第5条 幹事会は、事務局長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第6条 事務局長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。

（合同会議）

第7条 幹事会は、必要に応じて規約第12条第2項に規定する専門部会と合同で会議を開催することができる。

（関係者の出席）

第8条 幹事会は、必要に応じて助役及び関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第9条 事務局長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年10月3日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
秋 川 市	総務部長	五 日 市 町	総務課長
	企画課長		企画財政課長
	財政課長		税務課長
	庶務課長		議会事務局長
	議会事務局長		企画係長

4 秋川市・五日市町合併協議会幹事会名簿

(敬称略)

区 分	職 名	氏 名	
秋 川 市	総 務 部 長	中 村 儒 一	平成7年3月31日まで
		荻 原 尚	平成7年4月1日から
	企 画 課 長	田 辺 忠 男	
	財 政 課 長	吉 野 俊 郎	
	庶 務 課 長	臼 井 功	
	議会事務局長	小 林 嘉 美	
五 日 市 町	総 務 課 長	榎 本 征 夫	
	企画財政課長	森 屋 洋 一 郎	
	税 務 課 長	橋 本 英 三	
	議会事務局長	土 屋 利 一	
	企 画 係 長	土 方 捷 宏	課長補佐

5 秋川市・五日市町合併協議会専門部会設置要領

(設置)

第1条 秋川市・五日市町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、秋川市・五日市町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、秋川市・五日市町合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、二市町の長が協議して定める。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門が行う。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成6年10月3日から施行する。

別表（第3条関係）
 専門部会

専門部会名	関係所管部課		構成委員
	秋川市	五日市町	
企画部会	総務部企画課 秘書広報課	企画財政課企画係 総務課庶務係 職員係 電算係	担当部課 の長及び 担当職員
財務部会	総務部財政課 庁舎建設推進室 建設部施設管理課 会計課 監査委員事務局	企画財政課財政係 管財係 会計課 議会事務局	同上
総務部会	総務部秘書広報課 庶務課 地域振興課 選挙管理委員会事務局	総務課庶務係 職員係 地域対策係	同上
住民部会	市民部税務課 市民課	税務課 住民課住民係 増戸連絡所係 保険課	同上
環境部会	市民部環境課	住民課環境係	同上
福祉部会	福祉部福祉総務課 社会福祉課 健康福祉課	福祉健康課	同上
産業経済 部会	市民部産業振興課	観光産業課	同上
都市計画 部会	都市開発部都市計画課 西地区開発事務所 区画整理課 北口開発事務所 市民部産業振興課 税務課	都市開発課 用地課管理係 観光産業課農政係 税務課固定資産税係	同上
上下水道 部会	建設部水道課 下水道課	水道課 下水道課	同上
建設部会	建設部施設管理課 建設課 用地課	建設課 用地課	同上
教育部会	教育委員会事務局庶務課 学務課 指導室 社会教育課 体育課 学校給食センター 中央図書館 秋川キララホール	学務課 社会教育課、郷土館 給食センター 図書館、増戸会館	担当局課 の長及び 担当職員
議会事務局 部会	議会事務局	議会事務局	局長、次 長及び 担当職員

6 秋川市・五日市町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋川市・五日市町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、秋川市・五日市町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて東京都職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 各班の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 班相互間の連絡及び調整
- (2) 自己の班に属する職員の指揮監督
- (3) 分掌する事務の管理

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会の提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること
- (2) 物品及び現金の出納に関すること
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること

(4) その他軽易な事項に関すること

(職員の服務)

第7条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第8条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市又は町の例により協議会が支給する。

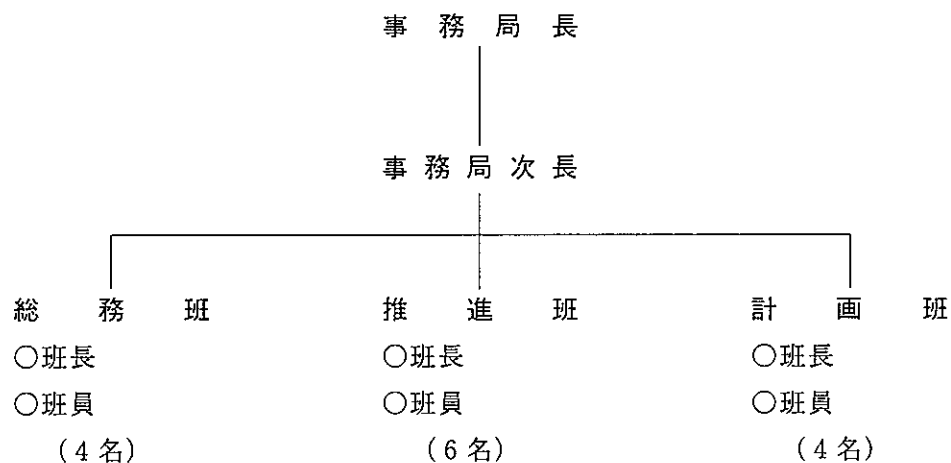
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成6年10月3日から施行する。

7 秋川市・五日市町合併協議会事務局体制



班の分掌事務

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係わる資料の編纂に関すること。 5 人事に関すること。 6 報酬等支給に関すること。 7 合併の方式に関すること。 8 合併の期日に関すること。 9 新市の名称に関すること。 10 新市の事務所の位置に関すること。 11 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 12 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関すること。 13 特別職の身分の取扱いに関すること。 14 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 15 組織及び機構に関すること。 16 一部事務組合等の取扱いに関すること。 17 国・東京都との連絡調整に関すること。 18 その他他の班に属さないこと。
推 進 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 財産の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 5 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 6 町・字名の取扱いに関すること。 7 公共的団体の取扱いに関すること。 8 慣行の取扱いに関すること。 9 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 10 消防団の取扱いに関すること。 11 各種事務事業の取扱いに関すること。
計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

8 秋川市・五日市町合併協議会事務局職員名簿

(敬称略)

職 名	氏 名	備 考
事務局長	井 上 晋	秋 川 市
事務局次長	浦 野 龍 治	五 日 市 町
総務班長	渡 辺 孝	五 日 市 町
総務班員	多 功 豊	秋 川 市
総務班員	小 林 正 文	秋 川 市
総務班員	小 林 宏	五 日 市 町 平成7年3月31日まで
推進班長	栗 原 達 夫	五 日 市 町
推進班員	石 川 憲 一	秋 川 市 平成7年4月1日から計画班長
推進班員	北 寒 寺 秋 夫	五 日 市 町
推進班員	安 國 光 嗣	秋 川 市
推進班員	石 川 英 次	秋 川 市
推進班員	栗 原 一 夫	五 日 市 町
計画班長	佐 藤 公 俊	秋 川 市 平成7年3月31日まで
計画班員	荒 井 清	五 日 市 町
計画班員	石 塚 俊 男	五 日 市 町
計画班員	水 葉 雅 雄	秋 川 市

*任期：平成6年10月11日～平成7年8月31日

9 秋川市・五日市町合併協議会資料記載要領

協定項目については、最終的には法定協議会で決定することになるが、秋川市・五日市町合併協議会（以下「協議会」という。）の基礎的な資料として、各項目の調査を行うものである。

1. 協定項目

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の名称
- (4) 新市の事務所の位置
- (5) 財産の取扱い
- (6) 議会議員の定数及び任期の取扱い
- (7) 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い
- (8) 地方税の取扱い
- (9) 一般職の職員の身分の取扱い
- (10) 特別職の身分の取扱い
- (11) 条例、規則等の取扱い
- (12) 組織及び機構
- (13) 一部事務組合等の取扱い
- (14) 使用料、手数料等の取扱い
- (15) 公共的団体の取扱い
- (16) 補助金、交付金等の取扱い
- (17) 町・字名の取扱い
- (18) 慣行の取扱い
- (19) 国民健康保険事業の取扱い
- (20) 消防団の取扱い
- (21) 各種事務事業の取扱い
- (22) 新市建設計画

2. 専門部会で協議・検討する事項

各専門部会は（5）から（22）の協定項目を協議・検討する。なお、以上の他に二市町において行政執行上の相違がある場合、対応が取れるよう検討すること。

3. 記載要領

①別添「秋川市・五日市町合併協議会の調整内容」に、秋川市と五日市町の現況を明記し、その違いに対する調整案を数例上げて記載すること。

（例；A案、B案、C案）

②現況の数値の比較については、直近の数値を使用すること。

- ③将来予測の数値を求める場合には、その根拠を明らかにすること。
- ⑤その他不明な点は、合併担当事務局に問い合わせること。

4. 各協定項目の作業方針

(1) 合併の方式

合併の方式については、合体合併と編入合併の方式の内容や法律上の取扱等について整理して協議会に諮るものとする。

(2) 合併の期日

合併の時期については、法律上の規定はないが、法定手続や予算、公共事業、単独事業の施行等から考えて、行政や市民サービスに支障のない時期を想定することが通例である。それらの資料を整理して協議会に諮るものとする。

(3) 新市の名称（合体合併の場合）

新市の名称については、合体合併の場合に決定するものであるが、新市の名称を決めるに際しての規定はなく、自由に決めることができることになっており、協議会において調整するものとする。

(4) 新市の事務所の位置（合体合併の場合）

新市の事務所の位置は、合体合併の場合に決定するものであるが、地方自治法第4条第2項で「住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されている。

新市の事務所の位置については、協議会で決定することになる。

(5) 財産の取扱い

財産の取扱いについては、専門部会及び事務局で資料整理し、協議会に諮るものとする。（例；土地の現況、建物の現況、所有山林の状況、動産の状況、物件の状況、基金等の状況、財産区有財産の状況等）

(6) 議会議員の定数及び任期の取扱い

(7) 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い

議会議員・農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、合併特例法に規定法律上の取扱等について資料整理して協議会に諮るものとする。

(8) 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、専門部会及び事務局で資料整理し、協議会に諮るものとする。

（例；市町村民税均等割の取扱い、法人均等割の税率の取扱い、都市計画税の税率の取扱い、納付期日の取扱い等）

(9) 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、専門部会及び事務局で資料整理し、協議会に諮るものとする。

（例；特例法第6条職員の身分の取扱い、職員数の取扱い、職制の取扱い、類似団体の調査等）

(10) 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、専門部会及び事務局で資料整理し、協議会に諮るものとする。

(例；常勤特別職「三役及び教育長」の身分の取扱い、非常勤特別職の身分の取扱い)

(11) 条例、規則等の取扱い

条例、規則の取扱いについては、合併後の初議会には合併に伴い専決処分した条例を提案することになり、合併までには文案を整理しなければならない。専門部会及び事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；合併の法定手続の時期にかけて、①市長職務執行者が新市発足と同時に専決処分により制定の必要のあるもの、②新市発足後逐次制定すればよいもの、③暫定条例として秋川地区、五日市地区に施行するもの、等に分類し、基本的な条例及び規則の文案を作成する。)

(12) 組織及び機構

新市の行政組織及び機構については、新市の市長職務執行者が設置することになる。支所の設置と併せて、効率的な行財政運営及び事務処理が確保されるような行政組織及び機構のあり方について専門部会と事務局で資料整理し、協議会に諮るものとする。

(例；支所を含めての取扱い、付属機関等の取扱い「委員構成等」、類似団体の調査等)

(13) 一部事務組合等の取扱い

合併が行われる場合、一部事務組合や法定協議会を構成している秋川市、五日市町との協議が必要になる。各種組合等との調整事項について専門部会と事務局で資料整理し、協議会にその考え方を諮るものとする。

(例；秋川衛生組合・西秋川衛生組合・市町村公平委員会・市町村退職手当組合・市町村総合事務組合・市町村議会議員公務災害補償等組合・西多摩地域広域行政圏協議会・西多摩農業共済事務組合・阿伎留病院組合・東京都三市収益事業組合・秋川流域市町村視聴覚教育協議会・秋川市土地開発公社・五日市町土地開発公社・第3セクターの取扱い、その他二市町が加入している協議会の取扱い)

(14) 使用料、手数料等の取扱い

使用料又は手数料の徴収については、地方自治法第225条及び第226条の使用料に関する規定又は第227条の手数料に関する規定に基づき、条例又は規則でその料金の額及び徴収の方法等を定めている。

この取扱いについては、新市が発足する段階で、使用料又は手数料の種類、金額、徴収方法等について円滑に移行できるよう措置することが必要である。専門部会と事務局で二市町の現況と基本的な考え方を資料整理して、協議会に諮るものとする。

(例；施設使用料の現況、各種手数料の現況)

(15) 公共的団体の取扱い

二市町では、それぞれ住民により構成されている町内会・自治会連絡協議会や農

林業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体等の公共的団体がある。各種公共的団体の現況を把握するとともに、その統合に向けて基本的な考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

地方自治法第157条第1項では、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定しており、公共的団体等に対しての長の総合調整権を付与している。

なお、「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされている。

(例；各種団体の現況把握－①二市町に共通している団体、②独自の目的を持った団体、③統合に時間を要する団体、の区分で調査を行う。)

(16) 補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金については、それぞれの各種団体に対して団体運営補助金や事業補助金を措置している。

これらの補助金、交付金等については、それぞれの団体の特性により交付条件が異なるが、合併後の団体の円滑な活動を確保する必要があることから、前述の公共的団体の取扱いとあわせて、二市町の現況を把握するとともに、その取扱いの基本的な考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；団体運営補助金の現況把握－①二市町で同一あるいは同種の団体に補助しているもの、②二市町独自の補助、③他の補助、に区分けし、検討する。事業補助金の現況把握－①二市町で同一あるいは同種の制度、②二市町独自の補助制度、③地域的に特殊な補助制度、④整理統合できる補助制度、に区分けし、検討する。)

(17) 町・字名の取扱い

町・字名の現況を把握し、同一町・字名が存在する場合には、その取扱いの基本的な考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；町・字名の現況把握)

(18) 慣行の取扱い

二市町には、それぞれ市章があり、町章がある。合併後の市章はどのように対応するのか。又、市の木・花・鳥の取扱い。住民を対象にしたの祭や消防団の出初め式の取扱いなどのそれぞれの慣行の現況把握をするとともに、基本的考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；市章、市の木・花・鳥の取扱い。花火大会、市民祭、産業祭、五日市映画祭、消防出初め式等)

(19) 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険制度については、二市町の現況を把握し、基本的考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；保険税率の取扱い、納付期日の取扱い、療養給付費等の支出現況等)

(20) 消防団の取扱い

消防団については、二市町それぞれに設置されている。消防組織法第1条に「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の火災を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」と規定されている。指揮命令系統を確立する意味からも現況を把握し、その取扱いの基本的考え方を専門部会と事務局で整理し、協議会に諮るものとする。

(例；合併時における消防団の統一化、団員の任用基準等)

(21) 各種事務事業の取扱い

各種事務事業については、それぞれの所属する専門部会で現状を把握し、その取扱いの基本的な考え方を事務局と整理し、協議会に諮るものとする。

なお、合併の際に住民サービスが低下しないよう現状を的確に把握し対応をお願いしたい。各種事務事業の取扱いについては、「秋川市組織規則」の別表第2及び「五日市町組織規則」の事務分掌並びに秋川市・五日市町合併促進協議会発行の「現況調査表」を参考に調整するものとする。

(例；各種福祉制度、ゴミ・し尿取扱い事業、芸術文化事業、水道事業指定工事人の取扱等)

(22) 新市建設計画

新市建設計画は、二市町の総合計画や将来構想「ヒューマン・グリーン21」を基に策定するものである。

この計画の骨子は、新市建設の基本方針や根幹となる事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項、財政計画の4つとする。

なお、財政計画は、新市建設計画の一環をなすものであり、財政計画を基本として5か年間の事業計画を作成する必要がある。すなわち、平成12年度までの財政計画を作成するものである。

秋川市・五日市町合併協議会の調整内容表

専門部会名 () 部会)

協定項目	関係項目		
調整の内容			
現 況		調整の具体的内容	
秋 川 市	五 日 市 町		